

《別府港北浜ヨットハーバー》 管理業務仕様書

別府港北浜ヨットハーバーの指定管理者が行う管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）の内容及びその範囲等は、この仕様書による。（別紙図面を参照）

第1 使用の許可に関すること。

大分県港湾施設管理条例等の関係法令を遵守して、別府港北浜ヨットハーバー内の港湾施設の使用許可を行う。

ただし、工作物の建設を伴う使用及び目的外使用の許可に関する業務は除く。

第2 施設の運営に関すること。

- 1 利用者へのサービス向上に努め、利用促進計画の策定及び促進に係る広報活動を行い利用促進を図る。
- 2 利用促進に資するため、自らの企画により自主事業を行うことができる。
- 3 利用調整及び利用者への指導・監督を行う。

第3 申請書受付事務等の補助事務に関すること。

別府港北浜ヨットハーバーに係る使用許可申請の受付、許可書の交付等の補助事務を行う。

第4 使用料の徴収に関すること。

別府港北浜ヨットハーバー内の港湾施設の使用料の徴収業務を行う。地方自治法施行令第158条及び大分県会計規則第36条の規定に基づき、別途、徴収事務委託契約を締結する。

第5 施設の維持管理及び修繕に関すること。

- 1 施設・設備の保守管理
 - (1) 浮棧橋の保守点検
 - ・ 棧橋本体の保守点検
 - ・ 電気設備の保守点検
 - ・ 給水設備の保守点検
 - (2) 上架施設の保守点検
 - ・ フォークリフトの日常点検
 - ・ フォークリフトの法令点検
 - ・ リフターの日常点検
 - ・ ウインチの保守点検

- (3) 陸上施設の保守点検
- ・ボートヤードの保守点検
 - ・駐車場の保守点検
 - ・管理棟の保守点検
 - ・フォークリフト車庫の保守点検
 - ・倉庫の保守点検
 - ・フェンスの保守点検

- (4) 点検・検査に伴う消耗品・小修理の範囲内
消耗品・小修理費 令和3～7年度 523,518円(税込み)

2 施設・設備の修繕

県と協議のうえ、第1-1-(4)の範囲内の修繕は指定管理者が実施する。

ただし、災害復旧工事及び大規模な施設改修工事は除く。

なお、大規模な施設改修工事とは、県が設置した建物の一側面、連続する一面全体、又は全面に対して行う修繕及び県が設置した機械、機器、配線及び配管の全面的な更新を目的とする修繕をいう。

3 警備業務

- (1) 巡回警備(夜間含む)
- (2) 入退場チェック
- (3) 異常時の関係機関への通報
- (4) 警備日誌の作成

4 管理・清掃業務

場所 施設内(別添図面 指定管理の範囲内)

業務の報告等

業務の実施報告は定期モニタリングで行うこと。

また、業務の実施により発見した異常箇所・事故等は、その都度報告すること。

なお、必要に応じ、実施回数を変更できるものとする。

- (1) 管理
 - ・施設内の管理全般
 - ・業務日誌の作成
- (2) 清掃(毎日)
 - ・施設内の清掃
 - ・トイレの清掃
 - ・シャワールームの清掃
 - ・管理棟の清掃

第6 ネーミングライツパートナーシップ事業に関する業務

県及び命名権取得企業が協力して行う地域貢献・スポーツ振興活動に対する企画・運営業務や愛称の周知業務等に関すること。

第7 その他

- 1 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導すること。
- 2 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること。

第8 物品の帰属等

- 1 県が、指定管理者に対して委託料により物品を購入させるときは、購入後の物品は県の所有に属するものとする。
- 2 指定管理者は、県の所有に属する物品については、「大分県会計規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理するものとする。また、指定管理者は同規則に定められた物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない。

○利用者からの意見、要望等と指定管理者の対応状況

利用者からの意見、要望等と指定管理者の対応状況について、主なものを以下に示しています。サービス向上策の参考とし、採り入れる余地があるものについては、積極的に改善の提案を行ってください。

利用者からの意見、要望等	指定管理者の対応状況
部品の販売をしてほしい	自主事業で修理・部品販売事業を開始した。
くつろげる場を作ってほしい	管理棟2Fを休憩室として開放した。